



思い出も 未来も共に
この瀬谷で

瀬谷区制 50 周年記念共催・後援事業

募集案内

2018 年 8 月 瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会

瀬谷区制 50 周年記念共催・後援事業は、区民のみなさまにより組織された団体などが、**「50 周年記念事業実施の基本的な考え方」**や**「記念事業のテーマ」に基づき**、自ら企画・運営・実施する事業に対し、瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会の名義使用もしくは補助金を交付することで、瀬谷区の魅力を再認識し、次の世代に伝えるとともに、未来に向けて新たな魅力づくりを行うことを目的とするものです。

補助金交付及び名義使用の申請にあたっては、この「募集案内」と、「瀬谷区制 50 周年記念事業補助金及び名義使用に関する事務取扱要綱」(以下「要綱」という。)を必ずご確認ください。

1 瀬谷区制 50 周年記念事業について

【50 周年記念事業実施の基本的な考え方】

- (1) 地域、関係団体、企業等が実施する既存の事業やイベントを基に、50 周年の冠をつけて実施する
- (2) 「記念事業のテーマ」を基に、新たな事業を実施する
- (3) 12 地区を単位とした象徴的な事業を 50 周年記念事業として位置づけ、実施する

【記念事業のテーマ】

みんなが「つながる」

子どもから大人まであらゆる区民が参加し、つながる瀬谷区

みんなに「つたわる」

これまでの 50 年の歩みをつたえ、つたわる温かな瀬谷区

あしたに「つなげる」

あしたに向けて魅力をつなげる瀬谷区

【キャッチフレーズ】

「思い出も 未来も共に この瀬谷で」

2 対象団体

次の要件を全て満たしている必要があります。

- (1) 所在地又は主たる活動場所が瀬谷区内であること。
- (2) 事業計画及び規約等が明文化されており、かつ、代表者及び役員構成が明確であること。
- (3) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと。
- (4) 公益を害するおそれのある活動をしていないこと。
- (5) 役員のうち 2 分の 1 以上が、この要綱における補助金の交付を受ける他の団体・企業等の役員となっていないこと。

3 対象事業

次の項目の全てに該当する事業が対象です。

- (1) 瀬谷区制 50 周年を記念して、補助対象団体が自ら企画し、運営・実施する新規事業
- (2) 2019 年 1 月 1 日から 2019 年 12 月 31 日までに実施する事業
- (3) 主たる会場を瀬谷区内とし、主に瀬谷区民を対象とする事業

※団体の構成員のみを対象とする事業及び専ら営利を目的とする事業については、この補助金の対象外です。

※同一の事業内容で国、地方公共団体及びそれらの外郭団体等から補助・助成等の資金援助を受けている若しくは受ける予定の事業は対象外です。

※第一次募集にて補助金の交付を受けた団体は、第二次募集の対象外となります。

※従来から実施している事業については、区制 50 周年を記念した新たな内容を追加する場合に、その新規部分に係る経費のみが補助対象となります。単に「区制 50 周年」と銘打つだけではなく、区制 50 周年を区民等に広く周知するなど、地域愛を醸成するための工夫を、提案事業に盛り込んでください。

4 支援内容の概要

申請にあたっては、次の「区分 A 共催事業・事業補助」、「区分 B 共催事業・記念賞補助」又は「区分 C 後援事業」のいずれかの区分を選択してください。

区分 A 共催事業・事業補助

補助対象団体が行う新規事業の実施に必要な経費を補助します。

補助金額：上限 10 万円

- ア 報償費（イベント等の講師、出演者等への報償、謝礼等）
- イ 消耗品費（1 件 30,000 円未満の事務用品等消耗品の購入費）
- ウ 印刷費（チラシ、ポスター等の印刷代、コピー代等）
- エ 通信費（切手、はがき等郵便料）
- オ 委託料（機材の運搬・操作、会場警備費等、外部事業者に委託した費用）
- カ 借上料（イベント当日又は準備に係る会場の使用料、各種機材レンタル料等）
- キ 広告料（新聞折り込み費用、雑誌掲載料等）
- ク 保険料（イベント保険料、傷害保険料等）
- ケ 手数料（振込手数料等）
- コ その他、瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会幹事会において認められた経費

区分 B 共催事業・記念賞補助

補助対象団体が行うコンテスト及び競技大会等において、瀬谷区制 50 周年を記念した賞を新設し、賞を授与する場合に必要な経費を補助します。

補助金額：上限 2 万円

- ア 記念賞に係る入賞賞品購入費（記念賞の楯・トロフィー購入費等）
- イ 記念賞に係る賞状印刷経費（賞状用紙購入費、印刷費、筆耕料等）
- ウ その他、瀬谷区制 50 周年記念事業実行委員会幹事会において認められた経費

区分 C 後援事業

補助対象団体が行う瀬谷区制 50 周年を記念した共催以外の事業において、名義の使用やグッズの提供を行います。

- ア 実行委員会の後援名義
- イ ロゴマーク入り記念グッズの提供（文具など、配布上限あり）

なお、区分 A・B の補助金の交付及び区分 C のロゴマーク入り記念グッズの提供を受け
ることができる回数はあわせて、一団体あたり 1 回のみです。

5 申請方法

申請書類は持参又は郵送にてご提出ください。

(1) 申請募集期間等

| | イベント 実施期間 | 申請期間 | 決定 |
|-----|--------------|----------------------|--------------|
| 第一次 | 2019年1月～3月 | 2018年9月3日 ～10月10日 | 2018年 10月 |
| 第二次 | 2019年4月～12月 | 2019年1月4日 ～2月28日 | 2019年 4月 |

(2) 申請書類

ア 瀬谷区制50周年記念事業申請書(第1号様式)

イ 事業計画書(第2号様式)

ウ 収支予算書(第3号様式)

エ 補助対象団体の規約及び役員名簿の写し

オ 法人の場合、発行から3か月以内の現在事項証明書の写し

※ その他、瀬谷区制50周年記念事業実行委員会幹事会において追加書類の提出を求められることがあります。

【URL】 <http://www.city.yokohama.lg.jp/seya/anniversary/hojojigyo.html>

(3) 申請書類の提出先及び問合せ

〒246-0021 瀬谷区二ツ橋町190番地

瀬谷区制50周年記念事業実行委員会事務局

(瀬谷区役所総務課：区庁舎3階39番窓口)

TEL：367-5611 FAX：366-9657

受付時間：平日(土・日・祝日を除く)午前8時45分から午後5時まで

6 交付(承諾)の決定

区制50周年記念事業実行委員会幹事会において、申請書類の審査を行い、交付(承諾)又は不交付(不承諾)を決定し、書面でお知らせします(交付の決定をした場合は、併せて交付金額及び交付条件も決定します。)

※補助金の交付額は、実行委員会の予算の範囲内とし、実行委員会の予算が不足した場合は、補助金が不交付又は減額となることがあります。

- 【審査のポイント】
- ・区制50周年を記念するための内容、創意工夫があるか。
 - ・具体的で実現性が高い内容となっているか。
 - ・収支の見込みは適正であるか。
 - ・団体の執行体制は明確になっているか。

7 事業報告

補助金の交付決定を受けた団体等は、補助対象事業の終了後、速やかに事業報告書類一式を持参にてご提出ください。

(1) 瀬谷区制50周年記念事業補助金事業報告書(第9号様式)

(2) 実施状況報告書(第10号様式)

(3) 収支決算書(第11号様式)

(4) 領収書、振込明細書又はその他当該補助対象経費に係る支出を証する書類の写し

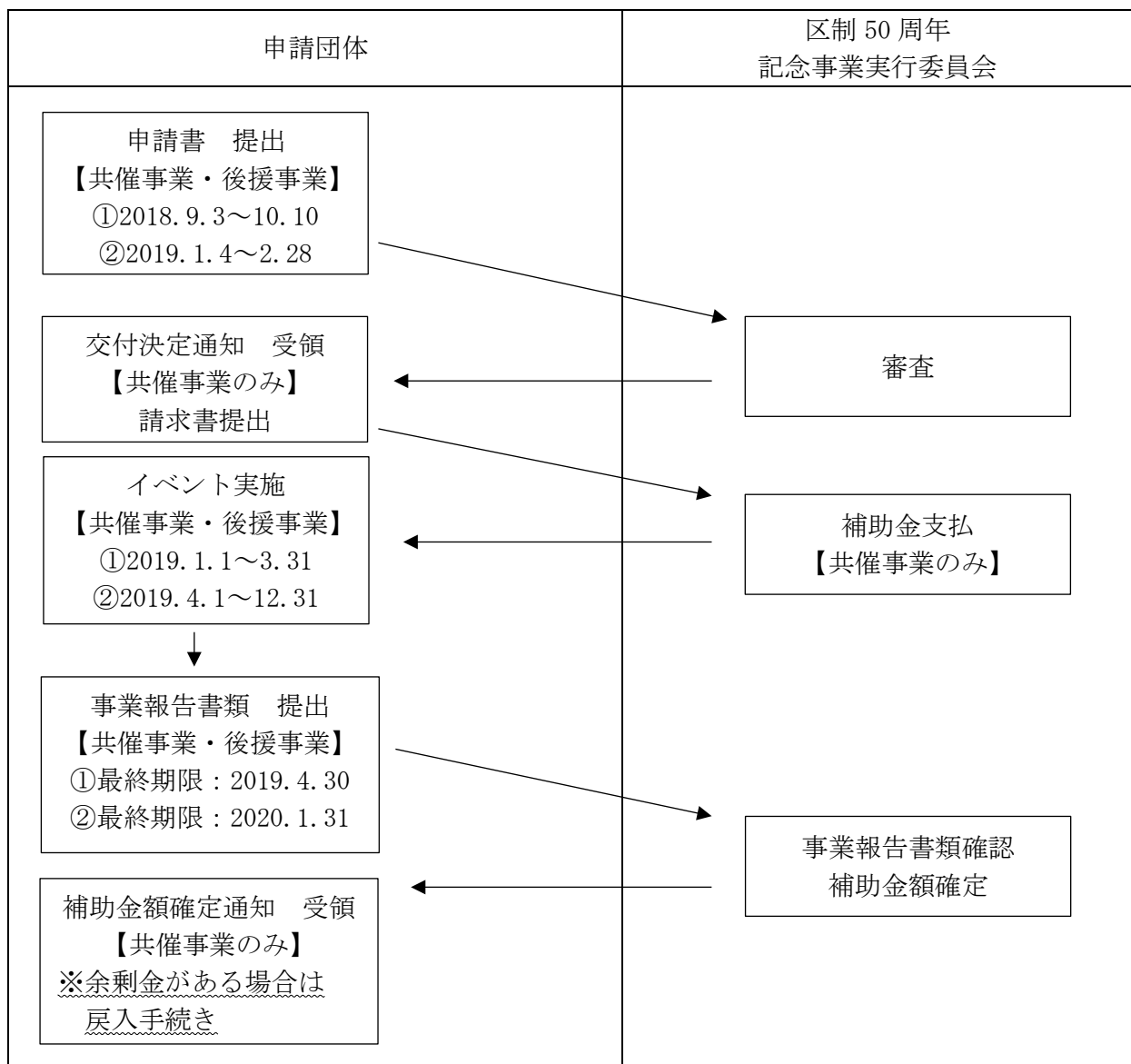
(5) 実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物

(6) その他、実行委員会委員長が必要と認める書類

8 補助金の精算・戻入

- ・提出された補助事業終了報告書について、実行委員会で精査します。
- ・補助金の交付を受けた場合、補助対象経費として認められる額を確定した上で、補助金の交付額として認められる額を最終的に確定します。
- ・最終的な補助金交付額の確定の結果、剰余金が生じるときは、当該剰余金を戻入していただきます。
- ・なお、この募集案内や要綱に違反したり、不正があった場合等は、要綱第 17 条に基づき、補助金の全部又は一部の返還を行わなければなりません。

9 手続きの流れ



10 その他

- ・ご提出いただいた書類は、返却いたしません。必ず写しをお取りいただき、お手元に保管をお願いします。
- ・ご提出いただいた個人情報は、当事業に関する業務以外の目的では使用しません。